行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
業務費	28,036,890,788		
一般管理費	5,162,231,475		
財務費用	2,628,974	33,201,751,237	
⑵（控除）自己収入等			
政府受託収益	△15,672,519,748		
民事法律扶助事業収益	△ 678,109,156		
有償受任事業収益	△ 238,552,478		
日弁連受託事業収益	△ 1,736,425,606		
その他事業収益	△ 24,898,861		
寄附金収益	△ 69,213,588		
財務収益	△ 114,887		
雑益	△ 65,237,524	△18,485,071,848	
業務費用合計			14,716,679,389
引当外賞与見積額			5,147,417
引当外退職給付増加見積額			196,873,883
機会費用			
政府出資の機会費用	228,150		228,150
行政サービス実施コスト			14,918,928,839

（法人単位）

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～18年

車両運搬具　　５年

工具器具備品　３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

翌期６月に役職員に対して支給する賞与については、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金を計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

翌期６月に役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期中の勤務期間に基づく額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

６．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。